第２節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
会社法第199条第２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
募集株式　普通株式
募集株式の数　１株
募集株式の払込金額　１株１円
募集株式と引換えにする金銭の払込の期間　更生計画認可決定後１ヶ月を経過する日までの間。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て募集株式の払込期間を延長することができる。
増加する資本金に関する事項
増加する資本金　１円
募集株式の割当を引き受ける者
管財人　腰塚　和男
第３節　定款の変更等
更生会社の定款を別表15「定款」のとおり、変更する。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款を更に変更することができる。
なお、定款第６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。
第４節　役員の選任、更生会社の解散等
第１　役員の選任
次のとおり取締役を選任する。
取締役　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
第２　更生会社の解散等
１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定確定の時において解散する。
２　清算人の選任
次のとおり清算人を選任する。
清算人　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
３　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し、清算結了の登記が完了する時までとする。
管財人は、必要のあるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し、清算結了の登記が完了する時までとする。
第７章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業譲渡代金などにより調達する。
第２節　予想超過収益金の使途
予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用並びに更生会社の運営及び清算手続に必要な運転資金に充当し、更に、余剰のある場合には、当該余剰金を弁済資金として、追加弁済を行う。
第８章　共益債権とその弁済方法
更生手続開始日から基準日（平成21年11月30日）までに支払った共益債権は、総額約82百万円である（別表６）。
基準日における未払い共益債権は、約12百万円である（別表６）。
前記未払い共益債権及び平成21年12月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、事業譲渡代金その他をもって随時支払う。
第９章　少額債権等の弁済
更生会社が、会社更生法第47条第５項により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権の支払対象債権者数及び弁済総額は、次のとおりである。
支払対象債権者数　38名
弁済総額　80万9752円
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
更生会社における争いの決着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解または訴訟を追行し、和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。
第11章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
以上
別表１から15まで添付省略
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２１号
奈良県北葛城郡上牧町米山台４丁目６番６号
再生債務者　岡田　照久
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月23日から平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第２２号
奈良県北葛城郡上牧町米山台４丁目６番６号
再生債務者　岡田　君栄
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月23日から平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第６４号
千葉県松戸市稔台７丁目40番地の９
再生債務者　金山　宝代
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月24日から平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第２９号
横浜市青葉区桂台２丁目19番地20　グリーンフラット桂台Ａ102号
再生債務者　山本　善康
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２８号
横浜市都筑区池辺町4345番地　メゾンクレール２―210号
再生債務者　田中　康孝
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１４１号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目１番51号
再生債務者　西山　義人
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１５号
横浜市鶴見区駒岡１丁目11番12―105号
再生債務者　西條　丈明
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２８号
奈良県大和高田市大字大谷580番地の７
再生債務者　宮脇　正美
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月24日から平成22年７月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第１７号
群馬県吾妻郡高山村大字尻高3156番地３
再生債務者　大渕　博文
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月２日から平成22年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部